



# 緊急事態宣言解除後 の対応について

くらし安全防災局

# 国の基本的対処方針(3月18日)

## 緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等

### 1 方針 対策の段階的緩和

ステージⅡ相当以下に下がるまで必要な対策を継続

### 2 内容

○ 日中も含めた不要不急の外出の自粛の要請(法24条9項)

○ 飲食店に対する次の要請(法24条9項)

- ・ 営業時間の短縮
- ・ 業種別ガイドラインの遵守

※ 飲食店以外の施設への営業時間の短縮等の働きかけは各都道府県知事が適切に判断

○ 国の事務連絡を踏まえたイベントの開催制限

○ 「出勤者数の7割削減」を目指したテレワーク等の強力な推進

○ 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等の実施

段階的緩和期間

3月22日～3月31日

4月1日～

県民・都民向け

- 不要不急の外出自粛の要請

飲食店等

- 営業時間の短縮要請  
【時間】21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)  
【区域】県内・都内全域  
【協力金】4万円/日(一律)
- ガイドライン遵守の要請

遊興施設等

- 時短等の働きかけ(21時まで)
- ガイドライン遵守の要請

イベント開催

- 開催制限の要請 ※国の事務連絡により示された期日まで。以降、段階的に緩和  
【収容率】大声無:100%以内/大声有:50%以内  
【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう  
※収容率、上限人数のいずれか小さいほう
- 時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請

感染状況や  
医療提供体制等を  
踏まえ、別途調整

事業者向け

# 県民への要請

現在(1月8日～3月21日)

3月22日～31日

## 外出自粛要請

- 1 生活に必要な場合を除く、日中を含め徹底した外出自粛要請  
特に、20時以降の外出自粛要請  
(法45条1項)
- 2 娯楽や式典の後の会食を控えるとともに、昼間のランチもデリバリーやテイクアウトを活用するなど、人との接触機会を減らす取組の働きかけ
- 3 卒業旅行や謝恩会についても控えるよう働きかけ
- 4 「マスク飲食」、「個室」、「黙食」の実践の働きかけ

- 1 生活に必要な場合を除く、日中を含めた外出自粛要請  
特に、21時以降の外出自粛要請  
(法24条9項)
- 2 娯楽や式典の後の会食を控えるとともに、昼間のランチもデリバリーやテイクアウトを活用するなど、人との接触機会を減らす取組の働きかけの継続
- 3 卒業旅行や謝恩会についても控えるよう働きかけの継続
- 4 「マスク飲食」、「個室」、「黙食」の実践の働きかけの継続

# 事業者への要請

現在(1月8日～3月21日)

3月22日～31日

飲食店等

- 1 時短要請  
＜1月8日～11日＞※横浜・川崎市域のみ  
＜1月12日～3月5日＞※全県域  
5時～20時(酒類提供は11時から19時)までの時短要請(法24条9項・法45条2項)  
＜3月8日～21日＞※全県域  
5時～20時(酒類提供は11時から19時)までの時短要請(法45条2項)
- 2 業種別ガイドラインの遵守
- 3 協力金支給要件に「マスク飲食」の追加
- 4 デリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 5 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策

遊興施設等

- 1 5時～20時(酒類提供は19時)までの時短の働きかけ(法律によらない働きかけ)
- 2 業種別ガイドラインの遵守の働きかけ

- 1 全県域で、5時～21時(酒類提供は11時～20時)までの時短営業(法24条9項)
- 2 業種別ガイドラインの遵守
- 3 協力金支給要件の「マスク飲食」の継続
- 4 デリバリーやテイクアウトによる営業強化の継続
- 5 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策の継続

- 1 5時～21時(酒類提供は20時)までの時短の働きかけ(法律によらない働きかけ)
- 2 業種別ガイドラインの遵守の働きかけの継続

# 事業者への要請

	現在(1月8日～3月21日)	3月22日～31日
イベント	<p>1 上限5,000人かつ収容率50%以内 (法24条9項)</p> <p>2 時短の働きかけ(20時まで)</p>	<p>1 開催制限 【収容率】 大声無:100%/大声有:50%以内 【人数】 5,000人以下又は定員50%以内の大きいほう (上限10,000人) ※ ただし、収容率もしくは人数の小さい 人数で開催</p> <p>2 時短の働きかけ(<u>21時まで</u>)</p>
テレワーク等	<p>1 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、 接触機会の低減に向けて、テレワークやロー テーション勤務の働きかけ</p> <p>2 業務継続に必要な場合を除く、20時以降の 勤務抑制</p>	<p>1 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、 接触機会の低減に向けて、テレワークやロー テーション勤務の働きかけの<u>継続</u></p> <p>2 業務継続に必要な場合を除く、<u>21時以降</u>の 勤務抑制</p>

# 大学や学校への要請

	現在(1月8日～3月21日)	3月22日～31日
学生、生徒への呼びかけ	基本的な感染防止対策の徹底 や会食自粛	取組の継続
感染防止措置の実施	感染防止のための所要の措置の 実施	取組の継続
集団行動における対策	寮生活、クラブ・部活動などにお ける感染防止対策の徹底	取組の継続

# 県機関の取組

	現在(1月8日～3月21日)	3月22日～31日
人との接触機会を低減する取組	テレワーク、ローテーション勤務、 時差出勤等の実施	取組の継続
県民利用施設の扱い	原則休館 (個々の施設の実情に応じて適 切な対応)	取組の継続

# 4月1日以降の要請について

4月1日以降の段階的緩和措置の内容については、  
感染状況や医療提供体制等を踏まえ、  
時短要請の対象地域や期間を含め、  
1都3県で連携して、今月中に示す。